

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第百十八号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 目 次

- ◇ 告 示 木材業者及び製材業者の登録
- 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の改正（二件）
- ◇ 公 告 消防設備士講習の実施

### 木材業者

登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
鳥木第四一号	昭和五〇年 九月一日	鳥取市商栄町一六〇ノ九	有限会社 木島 ベニヤ 木 島 常 雄
四二号	二二日	岡山県真庭郡美甘村大字美甘	株式会社 大三商行新見出張所 西 尾 準 市
四三号	〃	〃 新見市高尾二七六一一三	株式会社 土 萬 製 材 所 桜 木 栄 吉
四四号	〃	兵庫県宍粟郡山崎町葛根四八七	株式会社 磯 田 豊 夫
四五号	〃	岡山県真庭郡勝山町若代五〇一一〇	中国 林 業 株 式 会 社 磯 田 豊 夫
四六号	〃	〃 久世町久世二四三二	中国 林 業 株 式 会 社 磯 田 豊 夫
四七号	一〇月 七日	鳥取市寿町六三〇	中 杉 材 木 店 中 杉 勇 藏
四八号	〃	〃 永楽温泉町三〇一ノ五	大和森林株式会社 鳥取出張所 大 和 森 林 株 式 有 限 公 司 中 杉 勇 藏
四九号	一三日	〃 大覚寺字井古田一三	有限会社 松 本 材 木 店 松 本 三 左 男
五〇号	二〇日	〃 吉方温泉一丁目三二四ノ二	清 水 材 木 店 清 水 敏 郎
五一号	二四日	岩美郡国府町大字中河原六八ノ六	国府町 森 林 組 合 岸 木 寬

五二号	二七日	鳥取市行徳ろ一〇五
五三号	一月七日	西品治七四〇
八木第九四号	一月八日	八頭郡家町郡家四七六ノ一
九五号	一月二三日	智頭町西谷一七八ノ三
九六号	一日	奥本
九七号	一六日	船岡町下野六九八
九八号	二月二七日	佐治村大字加茂
九九号	昭和五十一年一月二六日	八頭町才代一〇四ノ一
米木第九〇号	二月二日	米子市東福原一一二〇ノ一
日木第三三三号	昭和五〇年九月二七日	日野郡日野町下榎九〇
三四号	二月二七日	溝口町岩立五九七

製材業者

登録番号	登録年月日	住所
鳥製第二四号	昭和五〇年一月二〇日	鳥取市行徳は一五八
二五号	一月七日	西品治七四〇
八製第五八号	一月八日	八頭郡家町郡家四七六ノ一
五九号	二三日	佐治村余戸

鳥取県告示第百十九号

昭和五十一年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十一年二月十七日

鳥取県知事 平

林 鴻 三

山根材木店	原道紀
株式会社山根康材木店	山根康市
大西木材有限会社	大西道正
聲高林業	聲高道正
柴田富美夫	柴田富美夫
林幸一	林幸一
山本勇夫	山本勇夫
川西勝美	川西勝美
千葉孝雄	千葉孝雄
石田教義	石田教義
西村重久	西村重久

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

有限会社宮城製材所	宮城寿治
株式会社山根康材木店	山根康市
大西木材有限会社	大西道正
沢田輝憲	沢田輝憲

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

鳥取南支店	鳥取市元町
県立中央病院出張所	鳥取市江津

に改める。

鳥取南支店 鳥取市元町

鳥取県告示第百二十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十一年三月十六日から施行する。

昭和五十一年二月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

鳥取市江津

津	鳥取市江津	鳥取市江津
を	鳥取市江津	鳥取市江津

に改める。

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の8の2に規定する消防設備士講習を次のとおり実施する。

昭和51年2月17日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習の日時及び場所

(1) 講習の日時

ア 第1種

昭和51年3月23日 午前9時から午後5時まで

1 第3種

昭和51年3月24日 午前9時から午後5時まで

(2) 講習の場所

鳥取市

2 講習の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類と区分
第1種	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第3種	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士

3 講習科目及び講習時間

- (1) 消防用設備等関係法令に関する事項 2時間
- (2) 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間
- (3) 防火に関する他法令等に関する事項 1時間
- (4) 効果測定 1時間

4 受講手続

- (1) 受講申請書の受付期間 昭和51年2月23日から昭和51年3月6日まで。
- (2) 受講定員 200名(受付期間内でも定員に達すれば締め切るものとする。)
- (3) 受講申請書の提出先 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

## (4) 提出書類等

## ア 受講申請書

講習の種類及び指定区分ごとに提出すること

イ 講習の一部の免除を希望する者は、当該免除をうける講習の課程を修了した旨を証明する書類

ウ 写真（講習申請書提出前6月以内に撮影した縦4cm、横3cm正面上半身像のもの）1枚

## エ 受講手数料

2,000円（鳥取県収入証紙を受講申請書にはり付けて納付すること。既納の手数料は、返還しない。）

## 5 その他

(1) 受講申請書は、各消防本部又は鳥取県総務部消防防災課に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(2) その他不明の点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】